

# 税の申告は正しくお早めに

市民税・県民税の申告に関する問／課税課 ☎463-2852～3

確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211

## ● 郵送での申告書の提出にご協力ください

- 申告期間中は窓口が大変混雑し、新型コロナウイルス感染拡大の恐れがあります。  
市民税・県民税申告書記入の際は、右のコードから「申告書記入例」をご参照ください。  
ご不明な点がありましたら、お手元に申告書類をご用意のうえ、お問い合わせください。  
※昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には申告書を2月1日(火)に発送します。  
※市民税・県民税の申告書が必要な方は、個別に郵送しますのでご連絡ください。  
※税務署への確定申告の提出方法については、広報あさか1月号に詳細を掲載しています。



申告書記入例

## ● 令和4年度(令和3年分)の申告受付

①日時／2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時

会場／市役所5階 大会議室

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)は受け付けを行います。

②日時／2月27日(日) 午前9時30分～午後4時

会場／産業文化センター2階 研修室

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署で行ってください。

## ● 申告会場における新型コロナウイルス感染予防へのお願い

- ・入場の際に検温を実施します。せき・発熱等の症状がみられる方は、入場をご遠慮いただく場合があります。
- ・手指のアルコール消毒、手洗い、マスク着用、せきエチケットなどの感染予防へのご協力をお願いします。
- ・申告会場へは、できる限り少人数でお越しください。
- ・感染拡大防止のため、筆記用具(黒ボールペン等)をご持参ください。

## ● 申告が必要な方

### 収入のない方や非課税所得(遺族・障害年金、失業給付金など)のみの方のうち

- ・同一世帯のどなたかの扶養になっていない方
  - ・配偶者に扶養されており、配偶者の合計所得金額が1,000万円を超える方
- ※健康保険の扶養とは異なります。

### 給与所得者の方のうち

- ・勤務先で年末調整をしていない方
- ・勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方(提出の有無は勤務先に確認してください。)
- ・2か所以上の勤務先から給与をもらっている方
- ・給与および退職所得以外の所得がある方(給与および退職所得以外の所得が20万円を超えている方は確定申告を、20万円以下の方は市民税・県民税の申告をしてください。)
- ・医療費控除など各種控除を追加する方

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方はワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除として併せて申告をしてください。

### 公的年金を受給している方のうち

- ・公的年金収入が400万円を超える方
- ・公的年金以外の所得が20万円を超える方  
(公的年金収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。)
- ・医療費控除など各種控除を追加する方

## 営業・不動産・農業・雑所得(公的年金以外)・一時所得などの収入があった方

- 原則は税務署で確定申告となりますが、所得税に影響のない方は市民税・県民税の申告となります。

※令和4年1月1日現在の居住地が朝霞市外で、朝霞市内に事務所・事業所等を所有している方は申告が必要です。

### 申告を忘れると…

- 児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 国民健康保険税(料)・介護保険料などが正しく算定できないことがあります。

## ● 申告に必要なもの

### ①前年の収入がわかるもの

- 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票
- 事業所得等その他の所得がある方は、帳簿類など所得金額が証明できるもの

### ②各種控除を受ける方は、控除額を証明する書類

- 社会保険料の支払証明書または領収書
- 生命保険料、地震保険料の支払証明書
- 障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- 医療費控除の明細書
- セルフメディケーション税制の明細書 など

### ③マイナンバーカードと本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)

マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード(記載事項に変更がないもの、または変更手続きがとられているもの)またはマイナンバーの記載がある住民票もしくは住民票記載事項証明書

### ④利用者識別番号(税務署等からのはがきまたは通知)

番号をお持ちでない場合は、申告受付時に作成します。

## ● 「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いします

令和3年度(令和2年分)から、医療費の領収書で医療費控除の申告はできなくなりました。事前にご自宅等で医療費控除の明細書を作成してください。明細書がない場合は、医療費控除の適用ができません。

明細書が必要な方は、右のコードからダウンロードしてください。

なお、申告会場で作成される場合、受け付けまでに大変お時間がかかる可能性があります。



確定申告書等の  
様式・手引き等

## ● 上場株式等の配当等所得または上場株式等譲渡所得等の申告をされる方へ

上場株式等の配当等所得や上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収のある特定口座取引分に限る)について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式(総合課税・申告分離課税・申告不要)を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税納税通知書が送達されるまでに、確定申告書の第二表で、当該配当所得等の全部を申告不要にさせていただくか、異なる課税方式を選択する旨の市民税・県民税申告書の提出が必要です。

なお、課税方式を変更される場合には、特定口座年間取引報告書等の提出を求めることがあります。詳しくは課税課までお問い合わせください。